

特定求職者雇用開発助成金 生涯現役コース

雇入れ日の満年齢が65歳以上の
離職者を、ハローワーク等の紹介により、
1年以上継続して雇用することが
確実な労働者(雇用保険の高年齢被保険者)
として雇い入れる事業主に対して、
助成金を支給します。

チェック項目

- ①雇用保険の適用事業主であること
- ②対象労働者をハローワーク等の紹介により、
高年齢被保険者として雇い入れる事業主
- ③対象労働者を1年以上継続して雇用するこ
とが確実であると認められる事業主
- ④採用日前後6ヶ月間に、会社都合により離職
させていない会社
- ⑤対象労働者の雇入れ日よりも前に生涯現役
コースの支給決定がなされた者を、支給申請
日の前日から過去3年間に、事業主の都合に
より解雇・雇止め等をしていないこと
- ⑥特定受給資格者となる離職理由の被保険者
数が対象労働者の雇入れ日における被保険
者数の6%を超えていないこと
- ⑦対象労働者の出勤状況および賃金の支払い
状況等を明らかにする書類を整備・保管し、
審査に協力する事業主



助成額

対象労働者に支払われた賃金の一部に
相当する額として、上表の金額が、
支給対象期(6か月)ごとに支給されます。

対象労働者の一週間の 所定労働時間	支給額
30時間以上 (短時間労働者以外)	70万円(60万円)
20時間以上 30時間未満 (短時間労働者)	50万円(40万円)

対象労働者の一週間の 所定労働時間	支給対象期ごとの支給額
30時間以上 (短時間労働者以外)	35万円(30万円) × 2期
20時間以上 30時間未満 (短時間労働者)	25万円(20万円) × 2期

()内は中小企業以外の企業に対する支給額です。

モデルケース

- 美装(清掃)
- 従業員25名
- 65才の者を週5日×4時間
清掃パートとして採用



25万円×2回申請!

支給までの流れ

- ① ハローワーク等からの紹介
- ② 対象者の雇入れ
- ③ 助成金の第1期支給申請
- ④ 支給申請書の内容の調査・確認
- ⑤ 支給・不支給決定
(申請事業主に通知書送付)
- ⑥ 助成金の支給

支給申請の手続き